「特定商取引に関する法律」に基づく行政処分について

岡山県は、小松敏夫(以下「同人」という。)に対し、令和2年11月10日付けで特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号、以下「法」という。)第8条第1項の規定に基づく行政処分(業務停止命令等3か月)を行いましたので、同条第2項の規定に基づき公表します。

記

1 事業者の概要

- (1)氏 名 小松敏夫 (こまつ としお) (59歳)
- (2) 住 所 岡山市北区富田
- (3) 取引行為 塗装工事等の役務提供の訪問販売

2 取引の概要

同人は、岡山市内の消費者宅を訪問し、塗装工事等の役務提供(以下「本件役務提供」 という。)の契約締結について勧誘し、当該消費者宅で契約を締結するなどの訪問販売 を行なっていた。

3 命令の内容

- (1) 訪問販売に関する業務のうち、次に掲げる業務の停止
 - ア 訪問販売に係る役務提供契約の締結の勧誘
 - イ 訪問販売に係る役務提供契約の申込みの受付
 - ウ 訪問販売に係る役務提供契約の締結
- (2)(1)の業務停止を命じる範囲の業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることの禁止

4 命令の期間

令和2年11月11日から令和3年2月10日までの3か月間

5 命令の原因となる事実

同人は、以下のとおり、法に違反する行為を行っており、訪問販売に係る取引の公正 及び役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認められた。

(1) 氏名等不明示

同人は、本件役務提供の契約締結について勧誘を行う際に、「小松敏夫」ではな く偽名である「小松稔幸」と名乗っており、氏名を明らかにしなかった。 これは、法第3条の規定に違反する。

(2) 契約書面の交付義務違反(記載不備)

同人は、本件役務提供の契約を締結した際、当該契約の内容を明らかにする書面を、役務の提供を受ける者に交付していたが、役務提供事業者の氏名について、「小松敏夫」ではなく偽名である「小松稔幸」と記載し、又は氏名を記載していなかった。また、赤枠の中に赤字で記載すべき書面の内容を十分に読むべき旨の内容を記載していなかった。

これは、法第5条第1項の規定に違反する。

(3) 債務不履行

同人は、本件役務提供の契約に基づく債務について、工事を完了することなく連絡を絶ち、債務を履行しなかった。また、本件役務提供の契約の解除によって生じた債務について、支払済みの工事代金の返済の意思を示したものの、全く返金しないまま連絡を絶ち、債務を履行しなかった。

これは、法第7条第1項第1号の規定に該当する。

6 取引事例

事例1

同人は、令和元年7月20日頃、岡山市内の消費者A宅を突然訪問した際に、改装工事を勧誘し、同月23日に「小松工務店 代表 小松稔幸」と記載した名刺を渡し、塗装工事の見積書を作成した上で勧誘し、契約を締結した。その後も、頻繁に訪問し、同年10月17日に剥がれた内壁の修復と割れたガラスの交換工事を勧誘した。同日、契約を締結し、現金4万4千円を受け取った。しかし、契約時に交付した書面には、役務提供事業者の氏名及び赤枠の中に赤字で記載すべき書面の内容を十分に読むべき旨の内容を記載せず、工事を全く行わないまま連絡を絶った。

事例 2

同人は、令和元年10月20日、岡山市内の消費者B宅を突然訪問した際に、「小松工務店 代表 小松稔幸」と記載された名刺を渡し、「困っていることはありませんか。」と声をかけ、玄関の軒先の雨樋の繋ぎ目から雨が漏れるので困っている旨を聞くと修繕工事を勧誘し、その場で契約を締結し、同日及び工事が完了した日の2回に分けて合計6万6千円の現金を受け取った。しかし、契約時に交付した書面には、役務提供事業者の氏名及び赤枠の中に赤字で記載すべき書面の内容を十分に読むべき旨の内容を記載していなかった。

事例3

同人は、令和元年12月中旬頃、小松工務店の小松と名乗り、岡山市内の消費

者C宅を突然訪問し、「近所で工事をしている。屋根工事をしないか。」と勧誘した。後日再び訪問した際に、「小松工務店 代表 小松稔幸」と記載された名刺を渡した。令和2年1月13日にセメント瓦の塗装工事の契約を締結し、翌日以降、2回に分けて合計27万円の現金を受け取った。しかし、契約時に交付した書面には、役務提供事業者の氏名を「小松稔幸」と偽って記載し、及び赤枠の中に赤字で記載すべき書面の内容を十分に読むべき旨の内容を記載していなかった。また、工事を2日間程度行ったが、塗料缶等を放置したまま工事を完了せず、工事の督促の電話にも「また連絡する。」と答えるのみで、その後、連絡を絶った。

事例4

同人は、令和2年2月9日に、岡山市内の消費者D宅を突然訪問し、「屋根等の塗装工事をしませんか。」と勧誘し、「小松工務店 代表 小松稔幸」と記載された名刺を渡した。同日、セメント瓦等の塗装工事の契約を締結し、翌日、現金17万円を受け取った。また、同月11日に、再度訪問し、外壁の塗装工事等の勧誘を行い、及び契約を締結し、翌日以降、4回に分けて合計191万円の現金を受け取った。しかし、いずれの契約書面にも、役務提供事業者の氏名を「小松稔幸」と偽って記載し、及び赤枠の中に赤字で記載すべき書面の内容を十分に読むべき旨の内容を記載していなかった。その後、同年3月に、工事が雑なことなどを理由とした契約解除の申込みに応じ、支払済みの工事代金の返済の意思を示したにもかかわらず、全く返金することなく連絡を絶った。